

学校生活のきまり

生徒部

豊かで充実した学校生活を創造し、互いに気持ち良く学校生活を送るために、次の事項は、学校生活の基本的なきまり(校則)として定めたものです。これらの決まりを良く守り、本校の生徒としての自覚と誇りを持ち、高校生活を送るように努力してください。

I 登校・下校

ア 登校時間 …… 8:25

イ 下校時間 …… 17:00

* 下校時刻15分前には、諸活動をやめ下校の準備をし、下校時刻には完全に下校すること。但し、顧問が責任を持って活動する部・団体・個人は延長できる。

(この場合職員室のホワイトボードに記入すること。)

* 休日に活動する場合は、前日までに「特別活動届」を生徒部に提出すること。

その場合は、必ず顧問教員が必要である。

ウ 正当な理由がなく、欠席・遅刻・早退・欠課(授業の欠席)などしないこと。

エ バイク(同乗も含む)・自動車(同乗も含む)などで登校しないこと。

II 服装

ア 制服を正しく着用し、本校の生徒であることの自覚と誇りを持とう。

イ 下履き・上履き・体育館履きの区別を守ること。

ウ 制服や履き物は加工したりせず、生徒手帳を参照して規定を厳守し、清潔な品位のある服装を保つこと。

エ やむを得ず異装をする場合は、「異装届」を担当に提出し、許可を得ること。

オ 髪は清潔にし、見苦しくないようにすること。(特異な長髪・変形・染色、脱色などは禁止する。)

カ 化粧やアクセサリをして登校しないこと。

キ 制服の衣替えは、下記の通りとする。

夏服 …… 6月1日～9月30日

冬服 …… 10月1日～5月31日

但し、5月と10月は夏服・冬服両用期間とする。

また、夏服の期間は、白・無地のポロシャツも可とする。

冬服期間のベスト・セーターは紺・黒・白・灰色・ベージュ・茶で無地のものとする。

ク 日曜・祭日または長期休業中に登校する場合も制服を着用すること。

III 校内生活

ア 授業は、遅刻や欠席や中抜けをしないこと。

イ 授業は、集中して真剣に取り組み、他人の迷惑になるような行為はしないこと。

ウ 自習時間などにみだりに教室外に出たり、他の教室に入らないこと。

エ 登校後は、無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出をする場合は、「外出届」で担任の許可を受け、承認印を受けること。

オ 暴力・喫煙(ライター・喫煙具所持も含む)・飲酒・薬物・いじめ・盗み等は絶対にしないこと。(校内外を問わず厳禁)

カ 貴重品は原則として持ってこないこと。また、ロッカーや下駄箱は各自で施錠し盗難に十分注意すること。

キ 言動においても他人の迷惑になる行為、また、傷つける行為は絶対してはならない。

ク 法律で禁じられているような行為はしてはならない。

ケ 校内における集会・印刷物の配布・金品の募集・署名等については、生徒部の許可をうけること。

コ 掲示については、生徒会及び生徒部の承認を得て行うこと。掲示してある他の掲示物は無断ではがさないこと。

サ 部活動は、次の要領で行うこと。

①部活動は、定められた時間と場所を守って行うこと。

②対外試合等の参加は、顧問に届け、生徒部を通じて学校長の許可を得ること

③その他顧問の指示には必ず従うこと。

シ 学校の諸施設を大切に扱い、万が一、学校の施設や用具を破損した際は、担任または顧問にすみやかに連絡し、生徒部に「破損届」を提出すること。

ス 学校内外の環境をきれいに保つようにこころがけること。特に、清掃活動をしっかりとすること。

IV 校外生活

ア 風紀上好ましくない場所への出入りをしないこと。

イ アルバイトは、学校では好ましくないということで禁止している。家庭の事情でやむを得ず行う場合は職種・場所・時間について保護者・担任と十分に検討して保護者の承認を得て、学校に届を出すこと。

尚、夜間のアルバイト、危険を伴うアルバイト、環境の悪い場所でのアルバイトはしてはならない。普段の日は行うことは認めない。

V 諸届

届	内容	提出先
異装届	やむを得ず制服と違う服装をする場合	担任経由で生徒部
施設物品破損届	校内の施設・物品を破損した場合	担任経由で生徒部
遅刻届・外出届・早退届	遅刻した場合、登校後やむを得ず外出、早退する場合	担任 (生徒手帳に記入)
公欠届	部活動、進路に関する事で授業を欠席する場合	指導教員経由で 教務部、教科担任
盗難・紛失届	校内で盗難にあたり、紛失したりした場合	担任経由で生徒部
自転車登録届	自転車で通学する場合	生徒部
特別活動届	休日に校内で部活動などする場合	顧問経由で生徒部
忌引届	日数は生徒手帳参照	担任経由で教務部